

審判所、株式等保有特定会社の判定回避が目的

株式贈与直前の不動産取得に 合理性なく株特外しに該当

いわゆる「株特外し」に該当するとして、非上場株式の評価に評価通達6項が適用された事案に引き続き（本誌1111号4頁参照）、上場会社株式の資産管理会社において株式等保有特定会社の判定を免れようとした裁決事例が明らかとなった（東裁（所）令7第21号・令和7年9月5日裁決）。審判所は、株式の贈与に不動産の取得・各借入を近接させた一連の行為は会社が株式等保有特定会社と判定されることを回避するためと認められるとし、評価通達189なお書により不動産の取得・各借入による会社の資産構成の変動がなかったものとして株式等保有特定会社に該当するか判定を行うことになるとして、請求人の主張を斥けた。

資産管理会社が不動産購入2日後に株式を贈与、株式等保有割合は50%未満に

本件は、贈与により取得した取引相場のない株式の価額について、株式等保有特定会社の株式として評価すべきか否かが争われた事案である。請求人は本件会社を評価通達178に定める中会社と判定し、類似業種比準価額と1株当たりの純資産価額を併用する方式により評価して贈与税の申告を行ったが、原処分庁は、贈与の前に行った会社による不動産の取得には合理的な理由のない資産構成の変動に該当し、株式等保有特定会社と判定されることを免れるためであるとして、贈与税の更正処分を行ったことから、原処分庁の全部の取り消しを求めたものである。

評価通達189なお書きでは、評価会社が株式等保有特定会社に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式等保有特定会社に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変

動はなかったものとして判定を行うこととされている。

本件会社は上場会社の株式保有等を目的として設立された資産管理会社であり、請求人は本件会社の代表取締役（贈与者）の孫であり、当該上場会社の代表取締役（贈与者）の子どもでもある。本件会社は令和2年9月28日、金融機関から13億円、上場会社の代表取締役（父）から2億8,000万円を借入れ、上場会社から不動産を15億8,000万円で購入する旨の不動産契約を締結し、取得。その後、贈与者（祖父及び父）は同年9月30日に請求人を受贈者として、本件株式30株を贈与する贈与契約を締結した。

なお、本件会社の株式等保有割合は贈与日においては50%未満であるが、不動産の取得・各借入による会社の資産構成の変動がなかったものとした場合には、贈与日において50%以上になる。